

患者さんへ

# 初診時保険外併用療養費 変更のお知らせ

令和1年10月の消費税増税に伴い、以下のように変更することとなりました。

国の制度改定に伴うやむを得ない変更となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、紹介状をお持ちの方はこの料金はいただきません。

変更後
5,500円（税込）
<b>変更日 令和1年10月1日</b>

## 初診時保険外併用療養費とは・・・

地域の医院や診療所と病床数 200床以上の病院との役割分担と連携の推進を図るために国が定めた制度で、200床以上の病院で他の医療機関等からの紹介状なしに初めて受診した場合にご負担いただくというものです。

平成30年診療報酬改定により、400床以上の地域医療支援病院（当院該当）は5,000円以上の徴収が義務づけられました。

※お近くの医院や診療所で日常的な診療や健康管理をする「かかりつけ医」を是非持ちましょう。当院受診の際には、かかりつけ医からの紹介状をお持ちください。また、当院で専門的な検査・治療などを行った後、病状が安定した場合に、当院からそのかかりつけ医へご紹介します。